

定 款

2022年6月23日改定

株式会社 **タスキ**ン

定 款

第 I 章 総 則

(商号)
第 1 条 当社は株式会社ダスキンと称し、英文ではDUSKIN CO., LTD.と表示する。

(経営理念)
第 2 条 当社は、利益追求のみならず、世の中の人に喜ばれる「喜びのタネまき」を実践し、地域の人々と喜びを分かち合い、物も心も豊かな暮らしに貢献することで、継続的な企業価値の向上を実現する。

「経営理念」

一日一日と今日こそは
あなたの人生が（わたしの人生が）
新しく生まれ変わるチャンスです

自分に対しては
損と得とあらば損の道をゆくこと

他人に対しては
喜びのタネまきをすること

我も他も（わたしもあなたも）
物心共に豊かになり（物も心も豊かになり）
生きがいのある世の中にすること

(目的)
第 3 条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。

1. フランチャイズチェーンシステムによる店舗の経営、加盟店募集及び加盟店指導
2. 環境衛生用品、清掃用具、その他の動産及び機械装置の賃貸業
3. 清掃業、建物保全及び管理サービス業、環境衛生管理業、害虫駆除業、防疫請負事業、園芸サービス業、居宅等における家事援助業務
4. 次の製品の製造及び販売並びに輸出入業
 - (1) 環境衛生用品、清掃用具、清掃用資器材
 - (2) 医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、毒物・劇物その他の化学薬品
 - (3) 石鹼・洗剤、燃料、ワックス製品、工業用油剤その他の化学製品
 - (4) 建築材料、家庭用品、園芸用品
 - (5) 各種機械器具
 - (6) 飲食料品
 - (7) 衣料品、寝装品、装飾品、家具、美術工芸品、事務用品、書籍・教材、スポーツ用品、玩具その他各種商品
5. 飲食店の経営
6. 在宅療養者に対する有料の看護・介護業務、有料老人ホームの経営、高齢者等に対する日常生活の介護・介助業務、福祉用具販売業
7. 介護保険法に基づく訪問介護の居宅サービス事業・指定福祉用具貸与事業・指定介護予防福祉用具貸与事業・指定特定福祉用具販売事業・指定特定介護予防福祉用具販売事業、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
8. 医療関連施設の運営、管理及び各種業務代行業

9. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
10. 建設業
11. 家の増改築・修理及び各種機械器具・家庭用品・水道回りの修理・保守管理並びにこれらの仲介業
12. 古物の売買及び輸出入業
13. 通信の販売業
14. ペット、ペット用品の販売及び輸出入業並びにペットショップの経営
15. クリーニング業
16. 情報提供サービス業
17. 広告及び宣伝に関する業務並びに代理業務
18. 出版業
19. 旅行業法に基づく旅行業
20. 貨物自動車運送事業、貨物運送事業、貨物運送取扱業、普通倉庫業、梱包業
21. 宅配による飲食料品の販売業
22. 給食及び給食管理業
23. エステティック業
24. 消火器材・防犯・防火・防災及び安全に関する設備機器の販売並びに保守管理業
25. 警備業
26. 各種教育施設、ホテル、駐車場の経営
27. 建築土木に関する企画・設計・監理並びに地域計画・環境計画、総合展示計画等の企画・設計・監理及びコンサルタント業
28. 経営一般に関するコンサルタント業
29. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業及び職業安定法に基づく有料職業紹介事業
30. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
31. 総合リース業
32. 情報システムの設計・開発・販売・運用・保守管理並びに情報処理及び情報通信に関するサービス業
33. 次の業務の請負
 - (1) 企業従業員教育・研修業務、看護者・介護者に対する教育・研修業務
 - (2) 金銭清算業務及び集金代行業務
 - (3) 催事・パーティーその他各種行事の企画運営管理業務
34. 有価証券の取得・保有及び関連業務への投資並びに投資事業組合の財産の運用及び管理
35. 企業の合併・分割及び技術・販売・製造等の提携並びに事業の譲渡に関する指導及び斡旋
36. 燃料精製及び廃油処理業
37. 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
38. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第4条 当会社は本店を大阪府吹田市に置く。

(機関)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第6条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第Ⅱ章 株 式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は2億株とする。

(単元株式数)

第8条 単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(自己の株式の取得)

第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第Ⅲ章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の議長)

第15条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれに当る。

(決議の要件)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない

ものとする。

(議決権の代理行使)
第18条 株主は、議決権のある株式を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使するこがでる。この場合には、株主又はは代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならぬ。

第IV章 取締役、取締役会及び執行役員

(員数)
第19条 当社の取締役は、12名以内とする。

(選任)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、累積投票によらないものとする。

(任期)
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者)
第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集する。

(取締役会の招集通知)
第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合には、これを短縮することができる。

(取締役会の議長)
第24条 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれに当る。

(取締役会の決議の省略)
第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)
第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(執行役員及び役付執行役員)
第27条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。取締役会は、その決議によって会長執行役員、社長執行役員、副社長執行役員その他役付執行役員若干名を選任することができる。

(取締役会規程)
第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)
第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)
第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度に限定する契約を締結することができる。

第V章 監査役及び監査役会

- (員数)
第31条 当会社の監査役は、3名以上とする。
- (選任)
第32条 監査役は、株主総会において選任する。
監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (任期)
第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (常勤監査役)
第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
- (監査役会の招集通知)
第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合には、これを短縮することができる。
- (監査役会規程)
第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
- (報酬等)
第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
- (社外監査役の責任限定契約)
第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度に限定する契約を締結することができる。

第VI章 会計監査人

- (選任方法)
第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。
- (任期)
第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第VII章 計 算

- (事業年度)
第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- (剰余金の配当の基準日)
第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- (中間配当)
第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
- (配当の除斥期間)
第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

本書は当会社定款に相違ありません。

株式会社 ダ ス キ ン
代表取締役 大久保 裕行